

吉川市立北谷小学校
いじめの防止等のための基本的な方針

令和6年4月
吉川市立北谷小学校

目 次

はじめに	1
第 1 吉川市立北谷小学校いじめ防止基本方針の策定	1
第 2 いじめの防止等のための対策に関する事項	
1 いじめの定義	2
2 いじめの防止のために本校が実施する施策	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	2
(2) 本校におけるいじめ防止等の対策のための組織	3
(3) 本校におけるいじめ防止等に関する措置	3
3 重大事態への対処	
(1) 重大事態への対処の流れ	6
(2) 吉川市教育委員会又は本校による調査	6
第 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	8
〈資料 1〉 いじめの防止に係る年間活動計画表 等	9
〈資料 2〉 早期発見・事案対処マニュアル（集団・陰湿・インターネット）	10

はじめに

いじめ防止対策推進法（以下「推進法」という）が平成 25 年に施行されて以降、文部科学大臣による「いじめ防止等のための基本的な方針」及び埼玉県による「埼玉県いじめ防止のための基本方針」が策定された。また、令和 5 年度「生徒指導提要」が 10 年ぶりに改訂され、いじめについて、学校の果たすべき役割がより明確に示されるようになった。

吉川市においては、「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」こと、また「いじめは人として決して許されない人権侵害である」ことを常に意識しさまざまな施策を行うことでいじめの早期発見、解消に努めてきた。

推進法が施行され 12 年目となるが、現在、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加の傾向にある。この事態に対応するため、「吉川市立北谷小学校いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「北谷小基本方針」という）は、これらの施策をより実効的なものとし、児童の尊厳を守るため、学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の防止または克服に努めるよう、推進法第 12 条に基づき、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

第 1 吉川市立北谷小学校いじめ防止基本方針の策定

（北谷小学校いじめ防止基本方針）

推進法第 13 条 北谷小学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
--

本校は、法の趣旨を踏まえ、国、県、及び市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

北谷小学校いじめ防止基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、北谷小学校いじめ防止基本方針が、本校の実情に即して効果的に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、という P D C A サイクルを盛り込む。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの定義

推進法第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等のために本校が実施する施策

（1）北谷小学校いじめ防止基本方針の策定

推進法第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、国のいじめ防止基本方針、埼玉県基本方針、吉川市基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめ等の取組を行うかについて基本的な方向や取組の内容等を「北谷小学校いじめ防止基本方針」として各学校の実情に応じ、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定めるよう、特に、次の点に留意する。

北谷小学校いじめ防止基本方針では、学校いじめ対策組織の活動計画が具体的に記載されている「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、教職員に周知できるように具体的な取組を行う。

- ・ 推進法第22条に基づく組織を、北谷小学校いじめ防止基本方針に定めた取組等を実行する中核の組織として位置付ける。
- ・ 「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行できるよう盛り込む。その中に、いじめに関する複数回のアンケート調査の実施、埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間に係る取組等を位置付けるよう努める。
- ・ 年間の取組を検証し、基本方針を見直すことができるようにする。
- ・ いじめや暴力行為の防止に関する児童理解会議を年に10回程度実施し、教職員の共通理解を図るとともに、資質向上を図る。
- ・ 年間の取組の評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図るよう、取組実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・ 策定した北谷小学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織

推進法第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、北谷小学校いじめ問題対策委員会（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。

また、この組織は北谷小学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする母体となるものである。

この組織の構成員には、管理職、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充てる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

(3) 本校におけるいじめ防止等に関する措置

本校は、教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめの未然防止に取り組む。その際、

- ・ **いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。**
- ・ **いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。**

等についても、事例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学習する取組を行う。

特に配慮が必要な児童については、日常的にその特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童への必要な指導を組織的に行う。

児童に対し、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教師の言動・姿勢

いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について振り返る。

また、いじめられている子供の立場で指導・支援を行うためには、

- ①子供の悩みを親身になって受け止め、子供の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ②自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識をもって指導に当たる。
- ③いじめられている子供を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ④教師は、日常の教育活動を通して常に子供との信頼関係の醸成に努める。ことを、念頭に置いて対応に当たる。

(イ) 学級づくり

いじめの発生を防止するために

- ①児童が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
- ②児童の学習や生活に係る意欲を高める活動を推進する。
- ③児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

などのポイントを押さえた学級づくりに学校全体で取り組む。

(ウ) 学習指導

「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、特別支援教育の視点も積極的に加味する。

(エ) 保護者間のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者同士の親密な関係が重要であり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始とする問題行動等の情報交換や対策について話し合う機会を積極的につくる。

また、「親の学習」の推進により、いじめ防止等のための保護者の役割について啓発を図る。

イ 早期発見

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい状況下で発生することが多いため、教職員は日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童の変化や危険信号を見逃すことのないようアンテナを高く保ち、感度を上げる必要がある。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整備し、いじめの実態把握に取り組む。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめ

に該当するか否かを判断する必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童からの相談に対し、迅速に対応することを徹底する。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないように、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

- ・ いじめている子供への指導
- ・ いじめられている子供への支援
- ・ 周りではやし立てる子供への対応
- ・ 見て見ぬふりをする子供への対応
- ・ 学級・学校全体への対応

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。但し、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解する。

イ いじめにより重大な被害が生じたという申出が児童や保護者からあった場合は適切に対応し、報告・調査等に当たる。

ウ 詳細な調査なしに事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしないこと。

- エ 重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。
- オ 推進法 22 条に基づく組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関し、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査を行う。
- カ 上記エの調査を行った組織は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及び保護者に適切に提供し、教育委員会を通じて市長へ報告する。

(2) 吉川市教育委員会又は本校による調査

推進法第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会からの指導、支援を受け調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、組織を設ける。この組織の構成については、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(オ) 自殺を企図した場合の背景調査における留意事項

自殺の企図に至った経緯を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、児童及び保護者に十分配慮しながら行う。

(キ) その他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がることがある。児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報提供する責任

推進法第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適切に説明する。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については市長に報告する。

第3 吉川市及び教育委員会が実施する施策

(1) 市及び教育委員会が設置する組織

ア 吉川市いじめ問題対策連絡協議会

(いじめ問題対策連絡協議会)

第 14 条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

吉川市いじめ問題対策連絡協議会の委員は、市、教育委員会、学校、草加児童相談所、埼玉地方法務局、吉川警察署、その他教育委員会で認める機関等に所属する者とする。

会議の内容は、主に次のとおりとする。

- ・ いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること。
- ・ 市内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること。
- ・ その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること。

イ 吉川市いじめ問題対策委員会

第 14 条 3 項 前 2 項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に付属機関として必要な組織を置くことができるようにするものとする。

教育委員会は、いじめの防止等の対策を実効的に行うため、吉川市いじめ問題対策委員会を設置する。

この対策委員会には、公平性・中立性を確保するため、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。また、対策委員会は、学校における重大事態のうち、学校による調査が困難な場合、調査を行うものとする。

ウ 吉川市いじめ問題再調査委員会

(公立の学校に係る対処)

第 30 条第 2 項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大

事態と同種の事態の発生の防止のため必要と認めるときは、第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。市長は、再調査を行う機関として吉川市いじめ問題再調査委員会を設置し、いじめの防止等のために必要な専門的知識及び経験を有する者を委員として委嘱する。

（２） 市及び教育委員会が実施する取組

ア いじめの未然防止のための取組

（ア）教職員に対する支援

- ・ 人権教育に関する各種研修会を実施し、教職員の人権意識を向上させる。
- ・ 経験年数の少ない教職員を対象に、生徒指導に関する研修会を実施し、指導力を向上させるとともに、同世代の教職員のつながりを深めさせる。
- ・ 年次別研修授業研究時に、指導主事による、いじめ防止等に関する具体的な指導及び助言を行う。

（イ）教材及び情報の共有化

- ・ 人権教育に関する各校の効果的な実践資料を収集し、資料集を作成、配布する。
- ・ 市内の小中高生徒指導主任の間において、各校の児童生徒についての情報交換を行い、いじめ防止のための連携強化及び対策等に関する情報の共有を行う。
- ・ 市内小中学生による人権作文文集を作成、配布し、人権意識を啓発する。

（ウ）デジタルシチズンシップ教育の充実による未然防止

- ・ 児童生徒がパソコンやスマートフォン等の情報通信機器を正しく有効に活用できるよう、教職員研修及び授業の充実に向けた支援を図る。また、指導主事等が直接出向いて実施する児童生徒、教職員、家庭及び地域を対象とした啓発活動等により、インターネットを介在したいじめの未然防止を図る。

（エ）その他

- ・ 各校の実態や国・県の生徒指導に関する実態調査等を踏まえた指導、助言を行う。
- ・ いじめの早期発見及び指導・支援対象の明確化のためのアンケート（QU 調査）を全小学5年生対象に年1回、全中学1年生対象に年2回実施する。
- ・ 少人数指導及び学力向上支援員の配置により、個に応じた指導を推進する。

イ いじめの早期発見・対応のための取組

（ア）相談しやすい環境の整備

- ・ 各校に学校相談員及びスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者との相談体制を整備し、必要に応じてカウンセリングを行うとともに、教職員のカウンセリング能力や資質の向上に向けた取組を実施する。
- ・ スクールソーシャルワーカー及び吉川市子育て支援課等と連携し、いじめの背景にある家庭環境の問題について、解決に向けた支援を行う。
- ・ 学校教育課だより等を活用して、いじめに関する各種相談窓口について周知す

る。

(イ) いじめに対する対応

- ・ 教育委員会は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、学校に対し必要な支援を行い、講ずるべき措置等について指示する。さらに、学校からの報告に係る事案について、自ら必要な調査を行う。
- ・ 教育委員会は、法第26条の規定に基づき、いじめを行った児童生徒の出席停止に対して、学校教育法第35条第1項の7規定により、当該児童生徒その出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止期間における学習支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

ウ 家庭、地域及び関係団体との連携

- ・ 校長会、教頭会を通じて、学校応援団、自治会、PTA 等によるいじめ防止のための情報提供等の協力を依頼する。
- ・ 吉川市教育センターを核として、地域や関係機関と連携した非行防止事業を推進する。
- ・ 青少年健全育成大会に係る活動などを通じて、地域社会と青少年の人間関係を深め、地域全体で青少年の健全な育成を推進する。

エ 学校いじめ防止方針の確認

教育委員会は、各小中学校における学校いじめ防止基本方針について、それぞれの策定状況等を確認する。

オ その他

- ・ 各校において「人権週間」を設定し、独自の取組により人権意識を啓発する。
- ・ 人権作文や「子ども人権メッセージ」を活用し、児童会・生徒会活動や授業等において、児童生徒が主体的に考え、話し合う取組を推進する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、北谷小学校いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。また、必要に応じて学校運営協議会でもいじめ対策を話題にあげ、地域と連携しながらいじめ問題の解決に取り組む。

(資料1)

年間行事予定 等

1 各学年の生徒指導目標

- | | |
|----------------|------------------|
| 1年：仲よく遊ぶ子 | 4年：相手の気持ちを考えられる子 |
| 2年：友達と仲良く活動する子 | 5年：相手を大切にする子 |
| 3年：友達と仲良く協力する子 | 6年：互いに思いやり響き合う子 |

2 年間行事予定

	いじめ防止の取組み	対策会議等
4月	・「いじめ防止基本方針」について（職員会議） ・学年、学級開きで「いじめのない集団づくり」の指導 ・通学班編成会議で異年齢集団での関わりについて指導 ・懇談会で基本方針について説明	・児童理解会議 ・学校自治会長連絡会
5月	・いじめに関するアンケート実施① ・異年齢集団活動「かがやきタイム」実施 ・花の子相談による保護者との連携	・児童理解会議 ・学校運営協議会
6月	・個人面談を通じた「いじめ防止」に関する保護者との連携・情報収集 ・「埼葛人権を考えるつどい」との連携による児童の人権意識の高揚（人権メッセージ・標語） ・いじめに関するアンケート実施① ・花の子相談による保護者との連携 ・小中連携（中学校社会体験活動） ・授業参観における保護者との連携、情報収集	・児童理解会議 ・学校民生委員連絡会
7月	・生活目標（ともだちと仲良し）の取組 ・「いじめ防止基本方針」の1学期評価と改善検討	・児童理解会議
8月	・校内研修（①児童理解事例研修 ②いじめ防止に向けた指導の共通理解） ※県通知・パンフレット等の積極的な活用	・校内研修（生徒指導・発達障害・人権教育）
9月	・人権作文の取組み ・花の子相談による保護者との連携	・児童理解会議
10月	・各学年の校外活動実施に向け①集団活動の意義 ②仲間との協力や思いやりの心等の指導 ・花の子相談による保護者との連携 ・就学時健康診断で保護者へ「親の学習プログラム」の実施	・児童理解会議

1 1 月	・学校公開を活用した地域の方や保護者との連携強化、情報収集 ・花の子相談による保護者との連携	・学校運営協議会 ・児童理解会議
1 2 月	・いじめに関するアンケート実施② ・学校評価の実施、集計 ・「いじめ防止基本方針」の2学期評価と改善検討 ・花の子相談による保護者との連携	・児童理解会議
1 月	・学校評価による生徒指導の成果と課題の点検	・児童理解会議
2 月	・授業参観における保護者との連携、情報収集 ・花の子相談による保護者との連携 ・健康教育「命の授業」実施 ・花の子相談による保護者との連携 ・中学校入学説明会 ・花の子相談による保護者との連携 ・「いじめ防止基本方針」年間評価と公表	・児童理解会議 ・学校運営協議会 ・学校自治会長連絡会
3 月	・今年度のいじめ防止の取り組みに対する課題の明確化と次年度への取り組みの検討（いじめ防止委員会による）	・児童理解会議

※年間通じて

- ①わかる授業づくりと指導法の工夫・改善
- ②あおぞら相談員との連携によるいじめの早期発見
- ③児童理解会議の情報の全職員での共有
- ④全学年異年齢活動を通じた仲間意識の醸成
- ⑤委員会活動による児童の自治・自立の醸成
- ⑥道徳教育を中心とし、全教育活動を通じた「命の大切さ」の指導
- ⑦保健学習を中心とした健康安全教育による「心身の健康・命の授業」の指導

早期発見・事案対処マニュアル（集団・陰湿・インターネット）

R5. 北谷小学校

1 状況の把握

①当該児童の氏名・学年・組・年齢(生年月日)・性別・保護者名・住所・電話

②いじめの概要

- いつ、どこで、誰が、誰と、何を、なぜ、どのように、どうした
- 複数の教員が対応した場合、情報の照合を行い、正確を期す。
- 事件・事故及び学校の対応等を時系列に沿って整理する。
- 情報の共有化を図る。

③発覚した状況

- 情報をどう掴んだか。発信元の把握。
- 情報提供者を表面に出すのか、出さないのか。(情報提供者の意向を確認)
- 吉川警察署、越谷児童相談所、子育て支援課への通報の有無。
- 被害届の有無。
- 保護者への連絡。

2 確認事項

①当該児童(被害・加害)それぞれについて

- (1)学校生活について(相談員に相談したか、欠席日数、成績、態度、部活動)
- (2)学校における指導歴、非行歴、教員とのトラブルの有無

②当該児童(被害・加害)それぞれの家庭について

- (1)家族構成、保護者の職業
- (2)子育ての指導方針
- (3)学校への協力性
- (4)加害児童の保護者のいじめに対する認識と対応
※被害者への謝罪
- (5)被害児童の保護者のいじめに対する認識と対応
※救済処置

③学校の対応について

- (1)学校としての統一指導方針で臨む。(スクールカウンセラーの活用を含む)
- (2)当該児童の指導、家庭への指導及び対応(以前の対応を参考に)
- (3)教職員への説明及び対応方針の共通理解
- (4)一般児童への対応(全校集会、学年集会、学級指導)
- (5)一般保護者への対応(保護者会、通知文)※プライバシーに配慮する。
- (6)インターネット関係のデータの削除
- (7)吉川市教育委員会、少年センターとの「報告・連携・相談」
- (8)関係機関との連携(吉川警察署・越谷児童相談所・子育て支援課)

3 今後の対応

- ①学校の生徒指導方針の周知徹底を図る。(被害者の立場に立った指導方針)
- ②生徒理解に基づく研修会の実施
- ③校内指導体制の確立(早期発見・早期対応・早期行動)

基本：「学校いじめ防止基本方針」による全職員での対応